

◎県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センターを廃止することとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則関係）